

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)

平成 30 年 1 月 19 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1700192号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(国)第1700026号

第1 結論

平成14年*月から平成16年3月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和57年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成14年*月から平成16年3月まで

私は、平成16年3月頃、就職する会社の担当者から国民年金保険料は納付しておいた方がいいと勧められたので、同年3月から半年ぐらいまでの間に、自宅に送付されていた納付書を使い、請求期間の国民年金保険料を一括で納付した。

請求期間の国民年金保険料が未納となっていることに納得がいかないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、平成16年3月頃、就職する会社の担当者から国民年金保険料は納付しておいた方がいいと勧められたので、同年3月から半年ぐらいまでの間に、請求期間の保険料を一括で納付したとしているが、具体的な納付時期及び納付場所を覚えていないことから、当該期間の保険料の納付状況が不明である。

また、A年金事務所は、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付したとする平成16年3月から半年ぐらいの間の間に係る国民年金保険料領収済通知書は保存期間経過のため保管していないと回答しており、請求者の請求期間に係る保険料納付について確認することができない。

さらに、請求期間は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化された平成14年4月以降の期間であり、年金記録事務における事務処理の機械化が一層促進されたことを踏まえると、記録の過誤は考え難い。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)はなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が

請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越 (神奈川) (受) 第 1700198 号
厚生局事案番号 : 関東信越 (神奈川) (脱) 第 1700002 号

第 1 結論

昭和 39 年 3 月 28 日から昭和 43 年 12 月 29 日までの請求期間については、脱退手当金を受給していない期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 39 年 3 月 28 日から昭和 43 年 12 月 29 日まで

私は、学校卒業後、集団就職で A 社 B 工場 (C 市) に入社し、昭和 43 年 12 月に家事都合のため退職した。

厚生年金保険の記録では、A 社 B 工場の被保険者期間について、脱退手当金が支給されたことになっているが、支給されたとする日は、転居し実家 (D 県 E 市) に住んでおり、退職後、会社と連絡を取ったことはないので、脱退手当金を受給したはずがない。

調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第 3 判断の理由

請求者の厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金の支給を意味する表示が記されているとともに、請求期間の脱退手当金の支給額に計算上の誤りはなく、当該期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 2 か月後の昭和 44 年 3 月 7 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、請求者の請求期間後の厚生年金保険被保険者期間に係る被保険者記号番号は、請求期間に係る被保険者記号番号とは別の番号となっており、請求期間に係る脱退手当金が支給されたために、新たな被保険者記号番号が払い出されたものとするのが自然である上、請求者から聴取しても、受給した記憶がないというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、請求者は、請求期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。